

平成 30 年 5 月 1 日

入札参加者 様

上越市ガス水道局
(建設 課)

平成 30 年 5 月 15 日以降通知 (公告) する建設工事の運用について (通知)

この度、材料単価及び水道施設整備に係る歩掛表の改定に伴い、上越市ガス水道局が発注する建設工事について下記のとおり運用します。

なお、舗装工事については別途通知します。

記

1. 適用の時期

平成 30 年 5 月 15 日以降の入札通知及び入札公告分から適用

2. 積算基準について

① 平成 30 年度 水道施設整備費に係る歩掛表

② 新潟県土木部積算基準 (平成 30 年 4 月 1 日以降適用)

※ 詳しくは、新潟県ホームページ「新潟県土木部積算基準の改定・訂正について」を参照してください。

3. 採用単価について

① 材料単価…「平成 30 年度 [春] 資材単価一覧表 (平成 30 年 5 月 15 日以降通知 (公告) 適用)」に改定。

② 労務単価及び資機材単価…「新潟県土木工事等基礎単価表 (平成 30 年 4 月 1 日以降適用)」を適用。

③ 布設費及び土木費代価…「平成 30 年度 [春] 代価表 (平成 30 年 5 月 15 日以降通知 (公告) 適用)」に改定。

4. 主な変更点

① 共通仮設費率及び現場管理費率の補正方法の変更

② 交通誘導警備員 B の単価の変更

③ 各種レジコンボックス設置工の基礎砕石工の削除

④ エアモルタルの仕様の変更

5. その他

- ① 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は、すべて小数第2位までとし、3位以下は切り捨てる。
- ② 単価表で諸雑費が2段ある場合は、上段の諸雑費(消耗品及び工具損料)が1円止め(小数点以下切捨て)、下段の諸雑費で有効桁4桁に丸める。
- ③ 共通仮設費率に補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率の端数処理(小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
- ④ 現場管理費率の端数処理についても、共通仮設費率と同様とする。